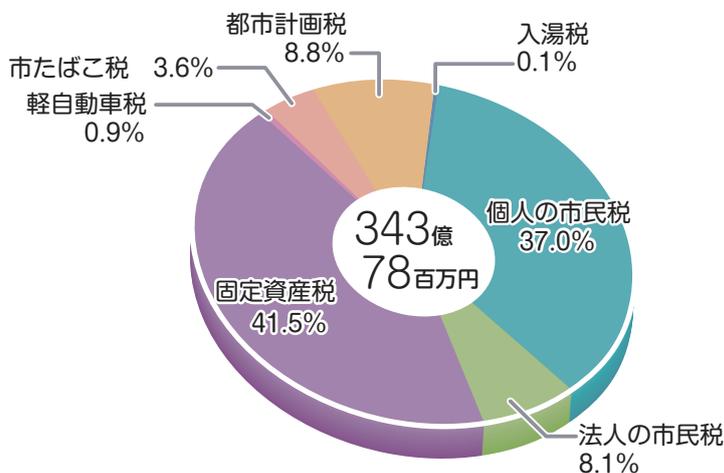


# 第1章 市税のあらまし

## 令和7年度 市税収入について

令和7年度当初予算一般会計歳入総額は927億円です。その内、市税収入は343億78百万円と、歳入予算全体の37.1%を占めています。

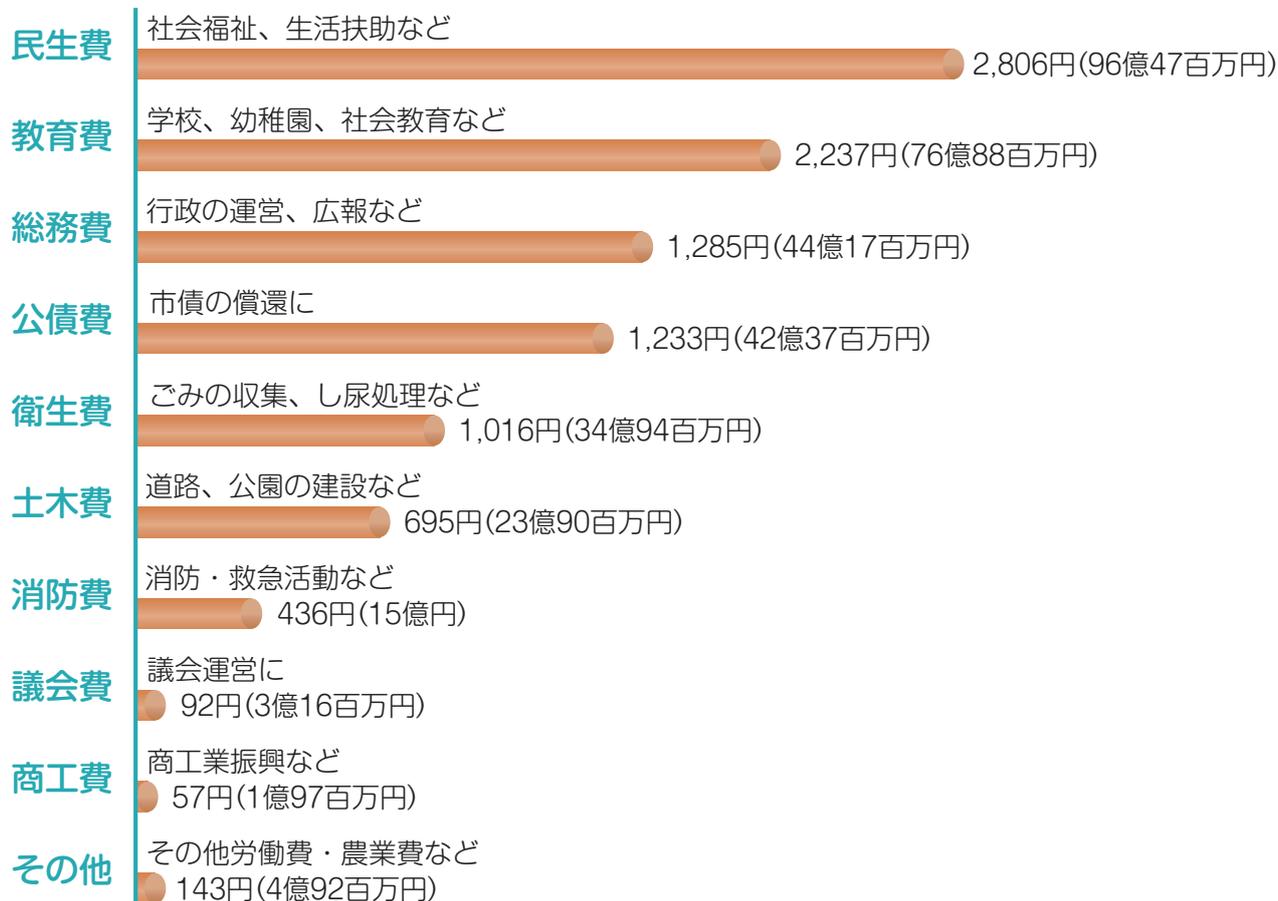
(単位：百万円)



税種	金額(百万円)
個人の市民税	12,731
法人の市民税	2,793
固定資産税	14,283
軽自動車税	297
市たばこ税	1,242
都市計画税	3,017
入湯税	15
合計	34,378

## 市税の使いみち

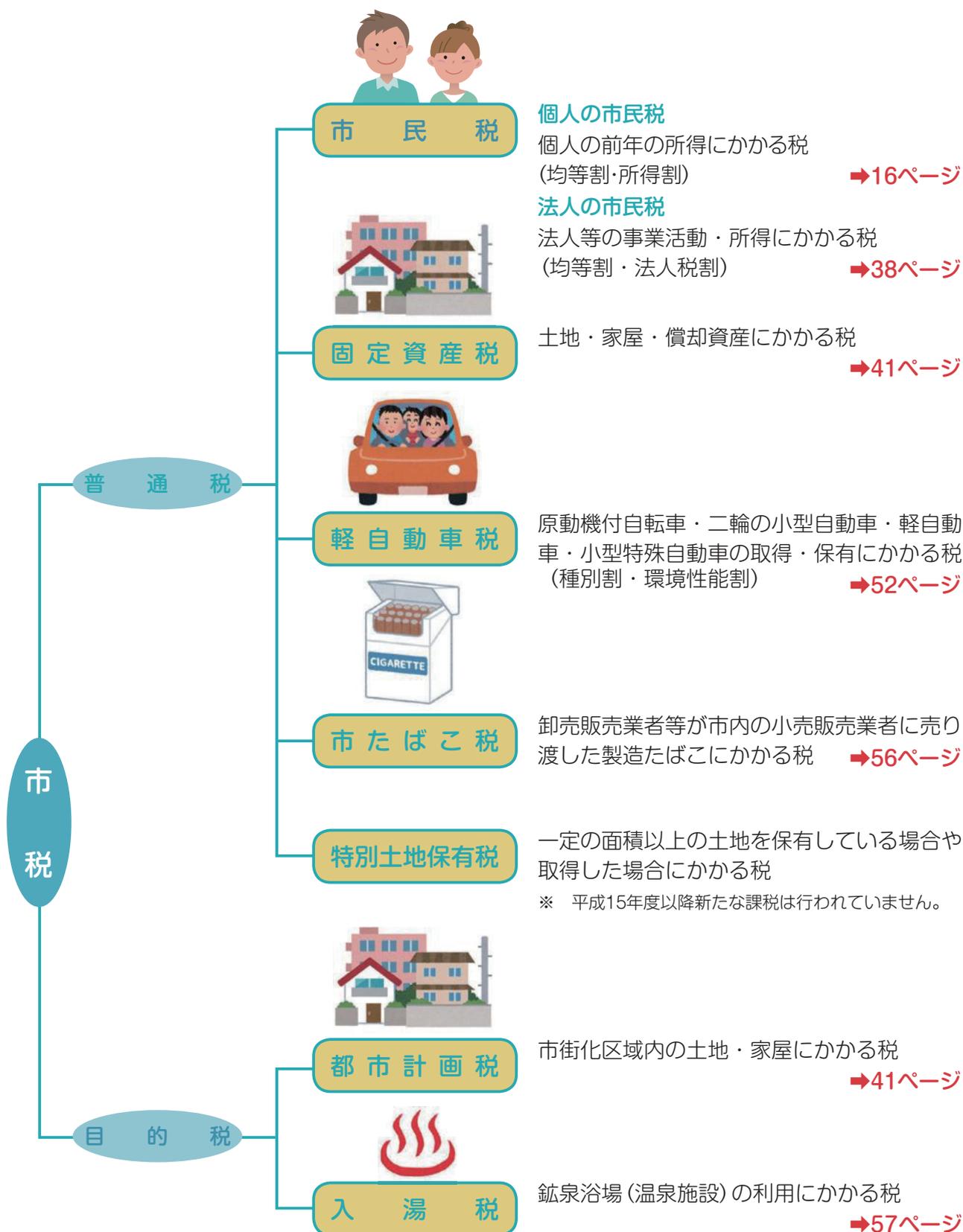
市民のみなさんが納める市税は、令和7年度予算ではおよそ次のように使われています。市税を10,000円で例えると、その内訳は次のようになります。( )内は市税総額343億78百万円の内訳です。



# 市税の種類

現在、伊丹市で課税している税金の種類は、次のとおりです。

**普通税**とは、納められた税金の使いみちが特定されない税金のことをいい、**目的税**はその使いみちが特定の事業等の必要な経費に充てるよう定められた税金のことをいいます。



# 市が賦課徴収する国税(森林環境税)について

## ◆ 森林環境税の導入

令和6年度に森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税が導入されました。同税は国税ですが、賦課徴収の便宜を考慮し、市が個人市県民税の均等割とあわせて年額1,000円を賦課徴収します。徴収された森林環境税は、私有林人工林面積や林業就業者数、人口の割合に応じ、森林環境譲与税として国から各地方公共団体に分配されます。

	市民税均等割	県民税均等割	森林環境税	税額の合計
令和5年度	3,500円	2,300円	—	5,800円
令和6年度以降	3,000円	1,800円	1,000円	5,800円

※東日本大震災を契機として行う防災施策に要する費用の財源を確保するための均等割引上げ(市民税500円、県民税500円の計1,000円)が令和5年度で終了したため、上表のとおり税額の合計は変わっていません。なお、「市内に事務所・事業所または家屋敷がある人で市内に住所がない人」については、森林環境税はかかりません。

## ◆ 森林環境譲与税の使いみち

森林環境譲与税は、市町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備およびその促進に関する費用」に充てることとされています。

伊丹市では、令和元～6年度の譲与税を、新庁舎整備事業等に充当し、その後は公共施設等の木質化のために使用される木材に活用する予定としています。



## 令和7年度市税納期一覧表

令和7年	4月	固定資産税・都市計画税	1期
	5月	軽自動車税	
	6月	個人の市県民税・森林環境税（普通徴収）	1期
	7月	固定資産税・都市計画税	2期
	8月	個人の市県民税・森林環境税（普通徴収）	2期
	10月	個人の市県民税・森林環境税（普通徴収）	3期
	12月	固定資産税・都市計画税（25日）	3期
令和8年	1月	個人の市県民税・森林環境税（普通徴収）	4期
	2月	固定資産税・都市計画税	4期
	毎月	個人の市県民税・森林環境税 （給与からの特別徴収）（翌月10日） 市たばこ税（翌月末） 入湯税（翌月15日）	
令和7年	4月 6月 8月 10月 12月	個人の市県民税・森林環境税 （年金からの特別徴収）（翌月10日）	
令和8年	2月		
	随時	法人の市民税（事業年度終了後 2か月以内）	

※ 納期限は、月末です。ただし、土日休祝日の場合は翌開庁日となります。

# 市税は納期限を守って納付しましょう

市税は、福祉・教育など生活において欠かせない事業の費用に充てられる貴重な財源です。市税を滞納されると、市民サービスの提供に支障をきたします。

市税は、市民の皆さんで分かち合っています。そのため、滞納されている方に対しては、延滞金の徴収や財産の差押えを行い、税の公平性の確保に取り組んでいます。

- 納付が難しいときはどうしたらいいの？ → 納税の緩和制度があります。（下のとおり）
- 納期限を過ぎるとどうなるの？ → 延滞金が加算されます。（P9）
- 滞納していたらどうなるの？ → 滞納処分が実施されます。（P10）

## ◆ 納付が難しいときはどうしたらいいの？（納税の緩和制度）



会社が倒産してしまって・・・。  
税金をどうしても納期限までに全額払えない。どうしよう？

納税が困難な事情があって、納期限までの納付が難しい方は、納税の緩和制度があります。



納税の緩和として、市税を減免したり（P58）、納税を猶予する制度があります。制度の適用については、生活・所得状況、具体的な納付計画、担保の提供などについてお伺いし、法律の要件に基づいて判断します。なお、具体的な資料を提出していただく場合があります。

### 納税困難な事情

災害・盗難	病気・ケガ	会社の倒産・失業	著しい損失（事業不振）



困ったときは、納税相談窓口（市役所徴収課）に連絡しましょう。

## ◆ 納期限を過ぎるとどうなるの？（延滞金の加算）

納期限を経過しても納付がないときには、法律の規定によって延滞金が加算されます。延滞金は、納期限までに納付した方と、納期限を過ぎて納付された方との公平性を確保する制度です。

### 延滞金の加算の仕方

平成25年12月31日まで		
納期限後	本則	特例
1か月以内	7.3%	特例基準割合(注1)
1か月後	14.6%	なし
【法人市民税】 延長された確定申告書の提出期限まで	7.3%	特例基準割合(注1)

(注1) 商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合

平成26年1月1日から		
納期限後	本則	特例
1か月以内	7.3%	特例基準割合(注2) + 1%
1か月後	14.6%	特例基準割合(注2) + 7.3%
【法人市民税】 延長された確定申告書の提出期限まで	7.3%	特例基準割合(注2)

(注2) 国内銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）の前々年10月～前年9月における平均に年1%を加算した割合

令和3年1月1日から		
納期限後	本則	特例
1か月以内	7.3%	延滞金特例基準割合(平均貸付割合(注3) + 1%) + 1%
1か月後	14.6%	延滞金特例基準割合(平均貸付割合(注3) + 1%) + 7.3%
【法人市民税】 延長された確定申告書の提出期限まで	7.3%	特例基準割合(平均貸付割合(注3) + 0.5%)

(注3) 前々年9月～前年8月における国内銀行の短期貸付の平均利率（新規・短期）の合計を12で除して計算した割合

### (参考) 令和7年1月1日以降の延滞金の割合

納期限が過ぎてから1か月以内は、本税に対して年率2.4%

納期限が過ぎてから1か月を経過した日から、本税に対して年率8.7%の延滞金を日割りで加算します。



納期限までに納付するルールを守りましょう。

## ◆ 滞納していたらどうなるの？（滞納処分の実施）



滞納していたら差押えをされるって聞いたけど、実際はどうなるんだろう？テレビとかで時々聞くけど、よく分からないなー。

資力があるにもかかわらず、滞納している方に対して、財産の差押えを実施します。



滞納処分とは、財産の差押えなどの強制的な手続です。これは、督促や催告に応じない方に対して実施します。

滞納処分の対象となる財産の例として、給与・年金・預貯金・不動産・動産・乗用車・生命保険・家賃収入・売掛金があります。

差押えを実施した場合は、勤務先や取引先に「差押通知書」を送付したり、所有する不動産の売却を制限したりすることがあります。

### 滞納処分の流れ

#### 【納税通知書の送付】

納めていただく税金について、納税義務者や税額、納期限などをお知らせします。

納期限までに  
納付がないとき

#### 【督促状の送付】

納期限から一定期間経過後に送付し、督促手数料80円を加算します。

#### 【財産調査・搜索】

銀行や勤務先への調査、自宅や会社などの搜索を行います。

#### 【財産の差押え】

財産が見つければ、差し押さえます。

#### 【売却・取立】

差し押さえた財産の売却や、債権の取立を行います。

#### 【充 当】

売却・取立により得たお金を、滞納市税に充当します。



税は様々な市民サービスを支える大切な「地域社会の会費」。  
納期限までに、きちんと納めましょう。